

働くもののいのちと健康を守る全国センター

第17回総会 活動方針

2014年12月6日/全国教育文化会館7階ホール

〈総会スローガン〉

今こそすべての働く人に「働きがいのある人間らしい仕事」(ディーセント・ワーク)を！
ストップ！労働者使いすて社会と「戦争する国」づくり

はじめに

「働くもののいのちと健康を守る全国センター」が結成されて15年。この間、積み重ねてきた運動と経験を継承し、さらに発展させようとして取り組んできました。

国会では、長年の運動課題であった過労死等防止対策推進法が可決成立し、労働安全衛生法も一部改正されました。私たちの粘り強い運動により「長時間・過密労働の是正」を政治課題と認識させたものの、安倍政権は「時間ではなく成果で評価される労働時間制度」を創設するとし、長時間・過密労働の強化や過労死を招きかねない労働法制改悪を狙っています。労働者のいのちと健康を守るための制度が壊されようとしています。

戦後70年の節目となる来年を前に、安倍政権の「戦争する国」づくりが、国民の声を無視して強行されています。戦争ほど労働者・国民のいのちと健康を脅かす行為はありません。悲惨な戦争を繰り返さないため、争いの大きな原因となる貧困を世界からなくそうと国連やILOが設立されました。貧困は労働者のいのちと健康にも大きな影響を及ぼします。戦争のない平和な社会、ディーセントワークの実現、健康で安心して働ける職場・社会をめざす「いの健」全国センターの役目を果たすことが求められています。職場・地域でのいのちと健康を守る活動、安全衛生委員会の活性化、安定した良質な雇用の実現と働くルールの確立、国・自治体の制度改善など、「いの健」の活動を全国に広げていくことが重要です。

本総会では、この1年間の活動の到達点にたち、労働者のいのちと健康が脅かされている情勢を踏まえ、私たちに求められている運動のあり方をあらためて確認した上で、新しい活動方針と役員体制を確立します。

I. 働くものをめぐる情勢—「いの健」運動の視点から

(1) 安倍政権の暴走を許さない国民のたたかいが重要に

1. 「アベノミクス」で「格差と貧困」はますます深刻に

「世界で一番企業活動がしやすい国」をめざす「アベノミクス」は、大企業やファンド、富裕層には多くの恩恵を与える一方で、庶民に対しては物価高、消費税増税、社会保障制度改悪など次々と痛みを押し付けています。

労働者の賃金は年々減少し、「貯蓄ゼロ」世帯は全体の3割となり、貧困ライン以下で生活する人は2400万人にもものぼっています。安倍政権はこのような現状を顧みることなく、「自己責任」を押しつけ、生活保護基準の引き下げや年金の改悪などを目論んでいます。生活保護受給世帯は160万世帯を超え過去最多となっています。「格差と貧困」の問題は深刻度を増しています。

内閣府が11月17日に発表した7～9月期の国内総生産(GDP、季節調整値)速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.4%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算で1.6%減と2四半期連続のマ

マイナス成長となりました。消費税増税や円安による物価上昇などが国民生活へ大きな影響を与えたことによる景気の低迷は明らかです。

成長率のマイナス幅は4~6月期の1.9%減から縮小したものの、プラス転換を見込んだ政府や市場予想より大幅に悪い結果となりました。日銀の無謀な市場介入・金融政策による円安や株高は一部の富裕層に恩恵を与えただけで、実体経済の回復にはほど遠く、アベノミクスが好奏したとは言い切れません。

2. 労働法制の破壊はいのちと健康に直結する

世界がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現をめざしているのに対し、安倍政権は「岩盤規制を打ち破る」として、労働法制の破壊をめざしています。「成長戦略」の名で、「残業代ゼロ」「過労死促進」の「新しい労働時間制度」の創設や、勤務地や職務を絞った「限定正社員」の普及・拡大、労働者に不安定・流動化の「生涯ハケン」を押し付ける労働者派遣法の改悪、解雇の金銭解決の創設など、を企てています。こうした労働法制の規制緩和を許せば、日本社会全体が、労働者を「使い捨て」「搾り捨て」にする「ブラック企業」化し、「働く人が世界一住みにくい国」になってしまいます。解雇の規制、非正規雇用労働者の正社員化と均等待遇、「サービス残業」の根絶、長時間・過密労働の是正、最低賃金の引き上げ、労働災害の防止と被災者を救済する認定基準など、人間らしく働けるルールの確立こそが求められています。

3. 安倍「暴走政治」に対し新たな国民的連帯が広がっている

安倍「暴走政治」への国民の攻勢がはじまっています。「特定秘密保護法」廃止にむけた学者・文化人、市民、労働組合などの結集、集団的自衛権行使による戦争できる国づくりに反対する運動など、新たな国民的連帯が広がっています。

通常国会では、労働者派遣法改正案について労働団体が法改悪反対で足並みを揃えたのに加え、国会に提出された改正案の罰則規定に「重大なミス」が見つかったこともあり、審議に入れないうち廃案となりました。派遣法改正案は臨時国会でも再び上程されましたが、実質審議が始まる前に与党から修正案が出される、野党の合意がない委員長職権での委員会審議など、与党自らが欠陥法案だと認める対応に野党が猛反発。労働団体は10月29日と11月12日、全労連・全労協・連合が衆参議院前で「派遣法改悪反対！」の声を上げ国会を包囲した抗議行動の結果、派遣法改正法案を再び廃案にすることができました。

新基地建設・米軍基地の固定化に反対し、保守・革新の枠を超え「オール沖縄」で新基地建設に反対の声を上げ勝利した沖縄知事選挙をはじめ、大企業減税のしわよせを中小企業に押しつける外形標準課税の導入反対の共同、消費税増税によらない社会保障の充実を求める共同、秘密会議によって農林漁業や医療など生活を破壊するTPP反対の共同など、安倍「暴走政治」に対しする国民的共同の大きな広がりが、解散・総選挙にまで安倍政権を追い詰めました。

(2) 働く人びとの状態と健康をめぐる状況

1. 実質賃金は上がっていない

厚生労働省が発表した2013年の毎月勤労統計調査では、基本給と残業代、賞与などを合計した現金給与総額に物価の変動を考慮した実質賃金指数は前年比0.5%減となりました。12年(0.7%減)よりマイナス幅は縮小したものの、2年連続の下落となっています。特に7月以降は、前年同月比で1%を超えるマイナスが続いています。アベノミクスによる物価上昇に賃金の伸びが追いついていない実態が浮

き彫りとなりました。

14 春闘期に安倍首相が経済界に対し賃上げを要請しましたが、消費税が8%に引き上げられた4月の全国消費者物価は前年度比で3.4%も上昇しており、わずかな賃上げでは増税や物価上昇分を埋め合わせることはできていません。

米価大暴落、消費税増税や円安、物価上昇が業者の経営を逼迫しています。消費税増税分の支払いに苦慮するなか、外形標準課税の対象引き下げが検討されておりさらに追い打ちをかけようとしています。高すぎる社会保険料が負担しきれず、年金や国保の保険料を滞納せざるをえない農民も少なくありません。一方で、医療介護総合法によって国保の都道府県化が計画されており、さらなる社会保険料の高騰が業者や農民のいのちと健康を脅かそうとしています。

2. 「ワーキングプア」が増えている

国税庁が発表した民間給与実態統計調査で、2013年に民間企業で働いた労働者のうち年収200万円以下のワーキングプア(働く貧困層)が1100万人を超えたことが明らかになりました。第2次安倍内閣発足から1年でワーキングプアが、30万人増えたこととなります。

年収200万円以下の層が1000万人を超えるのは8年連続で、15年前の1998年と比べると1.4倍の増加、全体に占める比率は98年の17.5%から24.1%へと増えています。過去15年間で比較すると、給与階級の中位にある年収400万円超800万円以下の労働者が10%減っています。「中間層」が減る一方で低賃金の層が大幅に増加。年収100万円以下の労働者は421万5000人にもものぼり、「格差と貧困」はますます拡大しています。

その大きな要因は、労働者の非正規化問題です。非正規労働者は年々増え続け、全労働者の約4割になっています。とりわけ女性の非正規率は55.8%と高い状態です。「初めて就く仕事が非正規」の労働者が4割にも達し、20年前と比べて3倍となるなど、青年の非正規率が急上昇していることも大きな問題です。

非正規の仕事で自立し家計を支えるためには、早朝・深夜を含む長時間労働、休憩や休日もなくダブルワーク、トリプルワークで働かざるを得ません。生活防衛のため、食事や健康管理などへの支出も押さえることになり、無理が重なり体調不良やメンタルヘルス不全などを引き起こすこともあります。

非正規労働者のほとんどは有期雇用であり、「働けなくなったら使い捨て」とばかりに、健康管理や安全対策が十分に行われていない実態があります。そうした状況の中で雇い止めの不安を常に抱えており、有給休暇の取得や労働組合への加入など正当な権利も行使できず、劣悪な労働環境に耐えて働いています。

安倍政権は派遣法の改悪を始め、「限定正社員」の導入など、非正規雇用をさらに拡大する政策を打ち出しています。ワーキングプアがさらに増えるのは必至です。

3. いっこうに減らない過労死・過労自殺

厚生労働省のまとめでは、職場での嫌がらせや長時間の残業といった仕事上の強いストレスが原因でうつ病などの精神的な病気に追い込まれたとして、13年度に労災と認められた人は436人。過去最多となった12年度より39人減ったものの、2年連続で400人を超え過去2番目の多さです。年代別では30代が161人、40代が106人の順で、20代は75人となっています。このうち、自殺や自殺未遂をしたいわゆる過労自殺は63人で前年度比30人減となっています。自殺者数が高止まりするなか、過労自殺は表面化しません。

過労から脳出血や心筋こうそくなどを起こし労災と認められた人は 306 人で前年度比 32 人減。そのうち、非正規労働者は 20 人（契約 5、派遣 1、パート・アルバイト 7、その他 7）でした。過労死で亡くなった人は 133 人と前年度比 10 人増（正規 124、契約 1、派遣 1、パート・アルバイト 3、その他 4）となっています。

労災の請求件数は 1,409 件（前年度比 152 件増）と過去最多になっていますが、認定率は 36.5%と前年比 2.5%減になっています。蔓延する長時間・過密労働やパワハラなどによる健康被害に対し、労災認定が増えていません。労働者を道具のように使い、安全衛生を自己責任にする企業や政府の対応を看過することはできません。認定制度の早期改善、長時間労働の規制など実行ある過労死防止大綱の策定とその具体化などは喫緊の課題です。

就職して半年・1 年など短期間のあいだに健康被害になる労働者が増えています。学校教育や社会教育の場で労働者の安全衛生が語られなくなっています。過労死等防止推進法を後ろ盾として安全衛生教育の推進を訴えていくとともに、労働組合が職場で安全衛生教育を推進していくことも忘れてはなりません。

4. 利益優先・安全軽視による重大事故

今年 1 月に三菱マテリアル四日市工場で爆発事故が起き、社員 3 人と下請け会社の作業員 2 人が死亡、12 人が重軽傷を負いました。爆発が起きた設備はこれまで一度もメンテナンスが行われていなかっただけでなく、作業の安全確認をめぐっては会社側に明確な基準を示したマニュアルなども作られていませんでした。工場では過去にも今回と同じように設備のメンテナンスに絡んだ事故が起きたにもかかわらず、爆発や火災の再発を防ぐ具体的な対策を講じていませんでした。

新日鉄住金名古屋でも、この 1 年で 5 回の事故が発生。9 月に起きたコークス炉石炭塔の爆発事故では 15 人が重軽傷を負っています。設立から 50 年以上が経過しているにもかかわらず、設備更新は不十分で、20 年で労働者が約 6 割も削減していることが事故の背景にあります。新日鉄住金は現場調査や事故原因を究明しないまま、トヨタ自動車に鋼板を供給するために 2 日後には操業を強引に再開しました。

企業活動を最優先し、労働者や地域住民の安全に責任を持たない企業の姿勢は問われなければなりません。

厚生労働省が発表した 2014 年上半期（1～6 月）の労働災害による死亡者数では、前年同期に比べ 19.4%増え 437 人となっています。業種別の発生状況を見ると、陸上貨物運送業では、荷積みや荷降ろし時の「墜落」が目立ち、死亡者は 61.8%増の 55 人と激増しています。建設業は、屋根や足場などからの「墜落・転落」と、建設機械などに「はさまれ・巻き込まれ」災害などにより、死亡者が 28.2%増の 159 人と大幅に増加しています。製造業では 12.3%増の 82 人で、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」の死傷災害が増えています。注視すべきは、製造業において経験年数 1 年未満の労働者の災害が大幅に増加していることです。まともな研修もないままに労働者は現場で働かされています。東京オリンピックに関連した建設・再開が計画されており、建設業や運送業などでは、未経験の労働者が増えることが予想されます。十分な安全対策が求められます。

老朽化した機械の入れ替えや安全対策が後回しにされています。職場からベテランがいなくなり経験や注意事項の継承もなくなっています。派遣・請負・下請けと現場が細切れにされ、隣の現場で何をしているのかの全体的な把握も十分にされていません。これではいつ重大な事故が起こってもおかしくありません。

5、業者、農民の厳しい健康状態

全商連共済会調査の2013年4月-9月の集団検診結果のまとめによると、有所見率83.8%と高い率を示しています。また、2012年「業者夫人の実態調査」では「具合が悪い・時々悪い」との回答が63.4%にもものぼり、病気でも医療機関にかからず「我慢する・売薬ですませる」割合は3割を超えています。また、2013年10月1ヶ月の「初診から死亡までの期間調査」では、初診から24時間以内に亡くなった人が全体の10%、半年以内が40.8%となっており、12年10月調査の38.9%より悪化しています。年々厳しさを増す経済状況は、中小業者の健康にも影響を与えていることは否定できません。

農林水産省の調査では、2012年度の農作業における死亡事故件数は350件で前年より若干減っているものの、減少しているとは言えません。特に65歳以上の高齢者の事故が278件、80歳以上が138件を占めています。また、農作業による筋骨格系の障害については、全国的な状況が把握されていません。就労人口の減少や高齢化が他産業と比較しても急速に進んでいるこの分野での対策が急がれます。

(3) 厚生労働行政の動向

1. ブラック企業初調査の結果－82%の事業所で法令違反

厚生労働省が行った、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督「ブラック企業調査」で、対象となった5111事業所のうち82%にあたる4189事業所で労働基準関係法令の違反がありました。

法令違反があった4189事業所のうち、「違法な残業（時間外労働）があった」事業所が43.8%、「賃金不払い残業（サービス残業）があった」事業所が23.9%、「労働条件の明示がなされていない、抜けがあった」事業所は19.4%。法令違反が最も多かった業種は、製造業（1222事業所）でした。1カ月の残業時間・休日労働時間が80時間超という「過労死ライン」の労働者がいる事業所は24.1%、そのうち14.3%が100時間を超えています。

法令違反のなかには、社員の7割を係長職以上の「名ばかり管理職」にして残業の割増賃金を支払わなかったり、賃金が最大約11カ月間にわたり支払わず、指導しても是正に従わなかった例もあります。低賃金でただ働きを強要し、労働者を使い捨てる事業所の実態が明らかになりました。

2. 過労死等防止対策推進法が成立

過労死家族の「二度と自分と同じような思いをする人をつくらない」とする思いを実現するために、過労死弁護団と支援者で2011年11月の実行委員会を結成し、過労死防止の法制定を訴えてきました。準備会を含め10回の院内集会を開催。121自治体から意見書を集約し、55万筆の署名も力に超党派の議員に働きかけた結果、過労死等防止対策推進法(以下「過労死防止法」)が全会一致で6月に可決・成立しました。「過労死防止法」は、①過労死の実態の調査・研究②国民への啓発③相談体制の整備④民間団体への活動支援－を国の対策として位置付けています。何より、防止策の実施を「国の責務」としたことに大きな意味があります。

11月1日に法が施行され、11月を過労死等防止啓発月間と定められました。厚生労働省主催のシンポジウムは11月14日、400人を集めて開催。また、おおよそ20県で家族の会、弁護団、いの健センター等が実行委員会をつくり、集会やシンポを開きました。

法律に基づいた対策大綱をつくる過労死等防止対策推進協議会には、家族の会から4人、専門的有識者として過労死弁護団、森岡孝二関西大学名誉教授などが参加する予定です。協議会は約半年で大綱をまとめるとしています。

3. 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」が可決・成立

労働安全衛生法の一部を改正する法律が可決成立しました。「改正法」は①化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務化②ストレスチェック制度の創設③受動喫煙防止措置の努力義務化④重大な労働災害が繰り返す企業に対し大臣勧告・公表を行う一等が制度の柱になっています。

化学物質のリスクアセスメントの義務化は前進と評価できます。しかし、現場では進まない状況が続くことは明らかであり実効ある取り組みが必要です。また、受動喫煙防止措置は、改正案当初の「義務化」から、「努力義務化」となり後退した感は否めません。

ストレスチェック制度の創設については、全国センターとして改正案が出された当初から多くの懸念を示し義務化反対を表明してきました。成立した法律では、労働者の受検義務化に関する規定は削除されたものの、本当に労働者の不利益取り扱いにつながらないのか、職場改善につながるシステムになるのか、50人以下の小規模事業場の対策強化をどうするのか等課題は多く残っています。

その後具体化への検討のために厚生労働省に3つの専門検討会が設置されました。「ストレスチェック項目に関する専門検討会」は、4回開催され「中間とりまとめ」を発表。引き続き「ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会」及び「ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取り扱いに関する検討会」において、2015年12月施行をめざして具体化が進められています。検討会の推移を視野にいれながら、労働組合としてもしっかりと検討し、春闘要求、安全衛生委員会での論議などに反映させていくことが必要です。

4. 泉南アスベスト最高裁判決一国の責任を認める

泉南アスベスト最高裁判決(10/9)は、1958年時点で局所排気装置の設置を義務付なかったことは国の規制権限不行使にあたるとして国の責任を認める判決を下しました。最高裁はアスベスト被害に対して初めて国の責任を認めました。国は70年以上も前から調査し、アスベストの危険性を知りながら、経済性を優先し、規制や対策を怠ってきました。最高裁がアスベスト被害の原点である泉南アスベストの裁判に対し国の責任を認めたことはとても大きな意義を持ちます。しかし、一方で、判決は71年以降の粉じん濃度規制の強化や粉じんマスクの使用を義務付けなかったことについては違法性を認めないという不十分さを残しています。

この判決を受け、厚生労働大臣が緊急に記者会見を開き(10/20)、泉南アスベスト訴訟団と和解する方向を示しました。その内容は、原告らに面会して直接謝罪(10/27)、最高裁で確定した2陣訴訟の基準で早期に1陣訴訟の和解をすることを表明しただけでなく、原告以外の石綿工場の元労働者についても泉南地域の石綿工場に限定せずに救済の途を開くものであり、泉南アスベスト被害の全面解決に向けた第一歩として評価できます。

この和解が泉南アスベスト被害の早期の全面解決につながるように、引き続きとりくみを強めていくことが求められています。

II. 主な活動の到達点とこれからの取り組み

◇1年間の活動の特徴

第15回総会で確認した「15年目を迎えた全国センターの課題と方向性」に沿って、推進のための「プロジェクト15」(推進事務局)を定期的で開催し、①人づくり・活動家育成②研究者との連携強化③政策制度提言④地方センターの全県確立などを柱に活動強化をはかってきました。特に、労働安全衛生中央カレッジの成功は、今後の活動家育成の成

否のカギとして、企画・運営に集中して取り組んできています。

以下、2014年度活動方針に基づいて活動のまとめと方針を提起します。

(1) 「15年目の課題と方向」で強調した課題について

第15回総会で確認した「15年目を迎えた全国センターの課題と方向性」の実践2年目として、プロジェクト15(推進事務局)を定期的開催し、課題を進めてきました。

1) 人づくり・後継者育成の取り組み

1 「中央カレッジ」スタート

全国センターの発展、職場の現状からも次世代育成がまさに「待ったなし」の課題となっているなか、「労働安全衛生・全国センター中央カレッジ」(幹部養成)に取り組みました。準備に向け運営委員会を組織し、メンバーを増やしながら開催準備、参加者組織を行ってきました。何度も運営委員会で議論を重ね、講義や運営内容の具体化を図ってきたことは、全国センターとしての機能強化にもつながりました。

中央カレッジ第1課(10月11日～13日)は、受講者37人を得て行われました。第1講座、「労働安全衛生活動に取り組めんで、何が労働組合じゃ」(木下恵市参与)に始まり、続けて「労働安全の基礎知識」(全労働南和樹中執)、「労働安全衛生委員会の役割」(堀谷昌彦化学一般労連顧問)、「労働災害保険の基本、知っておくべき基礎知識」(全労働鋤田吉信中執)、「労災と職場改善、労働組合の役割」(渡邊一博生協労連書記次)の実践的な講義を受け、SGD(スモールグループディスカッション)で深めました。他産業の理解、活動交流も進み労働組合が安全衛生活動に取り組む意味を深めました。

第1課の目玉企画として「模擬労働安全衛生委員会」を実施しました。①化学工場の爆発事故②職場に発生している腰痛症③メンタル不調者の職場復帰の3つをテーマに、グループごとに時間をとっての事前協議を行った後、模擬労働安全衛生委員会を実施しました。使用者側、労組側、迫真の演技もあり、労組での事前協議の必要性や安全衛生課題での労使の安定的な関係の蓄積が重要だということが確信になりました。

講義にあわせ、参加型を迫ったことが参加者の満足度を高め、実践への力となっています。引き続き第2講座以降の成功と受講者同志の交流などをはかっていきます。

2、第10回労働安全衛生中央学校を5月31日～6月1日に開催。

5月31日～6月1日に、石川県・金沢市で第10回労働安全衛生中央学校を開催、124人が参加しました。地元石川から30人が参加し、隣県富山から7人、福井1人の参加がありました。初の北陸開催で地方センター空白県からの参加を得たことは大きな意味があります。今後、石川センター主催の労安学校も検討されています。

労安中央学校は全国センターの年間行事として定着し、職場の活動家(担当者)の学習の場になっています。

3、ブロック、県センター、単産での取り組み

ブロックは、北陸を除き各ブロックでセミナー、学習交流集会などを開催し、1000人以上が参加しています(内容・規模などは別紙参照)。石川センターを軸として、北陸でもブロックセミナーの開催が期待されています。各都道府県センターまたは単産としての企画も、ブロック企画と併せ、とりくみが定着してきているところも増えてきています。

各ブロック、県センター、単産ごとの取り組みの強化と併せ、全国センターとして、より重層的な活動家育成をすることが求められています。

◇方針

○第1回労働安全・衛生中央カレッジの成功

2課以降の参加者組織を追及します。また、参加型をはかり、受講者の職場での実践的な力量アップをはかっていきます。また、単産からの理事の関わりを強め、運営委員会が受講者とともに成長していくことをめざします。

カレッジの教訓や成果をどのように地域や労働組合の活動に返していくのか、カレッジ終了後に総括をしたうえで、労安学校などにつなげていきます。

また、カレッジで蓄積した講義や学習内容・学習方法などをその後の後継者育成に活用していきます。「季刊誌」への掲載や冊子の作成、パワーアップ労安委員会講座などテーマ別学習会などに活かしていきます。

○今後の中央労安学校など活動家養成の企画について

イ) 中央カレッジの総括、各ブロックセミナーの位置づけや内容、中央労安学校の果たしてきた役割と今後の課題などをふまえ、中央労安学校の内容・運営を検討していきます。

カレッジが4月まで実施されることもあり、2015年の労安学校は、特別に9月初めに開催する方向で準備していきます。

ロ) 労働相談センター(全労連)とも相談し、相談員(者)のスキルアップセミナーの開催について検討します。

メンタルヘルスと労働相談が複合的に結びついているケースが増えています。第10回地方センター交流集会時に、「いの健」センターの相談員セミナーを分科会として開催することを検討しています。

2) 研究者との連携強化の取り組み

1、研究会活動の活性化

従来の、化学物質研究会、メンタルヘルス研究会に加え、健診・職場の健康管理問題ワーキンググループ、「SE 労働と健康研究会」は発足に向けたヒアリング・研究会を行いました。

①化学物質研究会

化学物質研究会には学者・研究者が10人近く結集しており、「職歴調査」や「新しい学校安全衛生教育 小・中・高校・大学教員用テキスト」などの成果物を作成することを目的に活動を進めています。「職歴問診票」については、「職歴にスポットライトを当て、見逃されてきた職業がんを見出す」をテーマに民医連の労働者健康問題委員会に提起し具体化を図っています。

「学校現場での化学物質教材」は、①学校における事故の多さ②学生アルバイトでの労災③全国の労災件数が減らないこと④安全衛生教育が十分になされない小規模事業所の労働者、非正規労働者、自営業従事者が多いことの観点から、学校教育での労働安全衛生教育が重要であることを確認し、化学物質に限らず学校における安全衛生全般に関して、全教からも委員に参加していただき執筆を進めています。

②メンタルヘルス研究会

全国センターとして書籍「ハンドブック 働く者のメンタルヘルス」を出版しました。メンタルヘルスの取り組みについて、メンタル不調のとらえ方、労働組合の取り組みの意義や具体事例、相談者のためのメンタルヘルス、災害時のメンタルヘルスなど、今、メンタルヘルス対策に必要な事柄が、労働者の立場からまとめられています。大幅な普及をはかり、出版学習会を計画します。

また、労安法改正によるストレスチェック義務化に対して、対応策を検討し、厚生労働省のストレスチェック項目に関する専門検討会の「中間とりまとめ」に基づく対策の方向性などを提示してきました。現在、進められている厚労省の関連する検討会の動向をふまえ、ストレスチェック義務化にあたっての対応方針の具体化を図り、職場でのとりくみに活かせるよう情報提供や考え方の整理を行います。

③健診・職場の健康管理ワーキンググループ

労働者健診の意義のEU諸国との比較などの学習もを行い、①非正規の健康管理問題（実態把握と健診実施義務者の検討等）②一般健診をどう職場の改善に役立てるか③特定健診・特定保健指導の有効性の評価④メンタルチェックの有用性の評価⑤長時間労働の面接指導の検討などの全国センターとしての「提言」をまとめ、ワーキンググループは終了としました。今後、「季刊誌」等への掲載で問題提起を行うほか、「政策・制度要求」に追加し実現を図ります。

④SE労働と健康研究会

現代的な矛盾が集中している職業としてSE労働を取り上げ、その労働の特徴と問題点を把握・共有化し、対策を検討する研究会たちあげの準備として、懇談会(ヒアリング)を2回開催。1回目は現場のSE労働の実態をうかがい、2回目は労災認定の取り組みを通じての労働実態や課題を共有化しました。3回目からは研究会として行っています。3回目は、4月20日、日本福祉大学の山崎喜比古教授を講師に「医療IT産業従事者の労働職場環境調査」の報告を受け、意見交換を行いました。4回目は、10月19日、「電気情報産業と過重労働」藤田実桜美林大学教授・労働総研事務局長、「IT産業における一般的ストレスについて」大田患者会の網野裕氏の報告を受け、IT労働者と研究が一同に会し討議を深める場となっています。

「SE労働についての提言」をまとめることをめざします。

⑤新たな「自営業者」(仮)研究会

ブラック企業のやり口の一つとしても見られるように、実際は、会社の指揮・命令で働かされる労働者でありながら、形式的には一人親方、個人事業主扱いとされるような働課され方が目立ってきています。労災や社会保険、健康診断などの安全管理からも排除されている実態があります。新しい労働と健康の課題として、来年4月以降(カレッジ終了後)年度後半での発足をめざします。

2、専門家との連携強化、「専門アドバイザー」制度の創設

専門家との連携強化の前進のために、個人会員、学習会の講師、季刊誌の執筆者など関係した方の対象名簿を作成しました。個人会員は、高齢化(現役引退等)により、漸減傾向にあります。今年度は加盟団体と関係のある研究者・講師などの名簿作成、整理を行いました。

<方針>

- さらに研究会や既存の検討会・委員会への参加の促進、季刊誌への寄稿を呼びかけます。また、専門家会員との懇談会の開催を検討します。
- 労働安全衛生に関する専門的アドバイスや調査への協力・援助、職場の労働安全衛生体制強化を行う「専門アドバイザー」制度について具体化を進めます。
- いの健全国センター15周年を記念して、「全国センター基金」を活用した、とりわけ若手研究者を対象とした委託研究について募集要領などを具体化し公募を行います。

3) ディーセントワークの実現をめざす政策制度要求と労働行政への取り組み

*労働基準行政検討会の活動を中心にまとめます。

1、政策・制度要求の改定作業について

2009年「政策・制度要求」を策定しました。基本項目は①ディーセントワークの実現と労働行政の改善をめざすこととし、部門ごとに厚生労働省交渉などを実施してきましたが、策定後4年が経過し、情勢の変化とりわけ東日本大震災や福島第1原発事故からの教訓や課題を補強することが必要になり改定作業を進めてきました。改定案を理事会で検討して提案し、意見集約を行い確定していきます。健康診断に関する事項について、ワーキンググループの提言に基づいて追加します。

2、行政に対する要請行動

①行政不服審査制度について

1月30日に、行政不服審査の改正についてレクチャーを受け、その際に申請者の意見陳述を十分保障し第三者性を確保した審査機関とすることを要請しました。法改正は、通常国会で成立しました。改正のポイントは○不服申立二重前置の廃止○審査請求期間の延長(60日から3ヶ月)○労働保険審査官での手続きの充実(口頭意見陳述、特定審査請求手続の計画的進行の新設、物件の謄写など)。2年以内の新制度に移行となります。2008年に出された法案に含まれていた不服審査を中央に一段階化することなどは含まれず、これまで全国センターが要求してきたことの一定の反映は認められます。今後はさらに、法律改正を機に、審査会、基金本部の運営の民主化を求めていくことが必要となっていきます。また、法改正により、審査官段階での手続きなどが変わり参与の位置づけが大きくなります。増員や選出規準の公平性の確保が課題です。参与の位置づけ、傍聴の保障など運用段階での要求を取りまとめ、要請を行うことが必要です。

②精神疾患の労災認定基準に関する要請 (7月2日に実施)

厚生労働省に対して「パワハラ」「中程度の負荷が複数ある場合の評価」「発症日の認定と評価期間」「発症している疾患の憎悪の扱い」「立証責任と本人の脆弱性」などの項目について改善を要求しました。「パワハラ」については「客観的な裏付けがとれない」という理由での「業務外」が増加している状況があります。厚労省の説明では、各労基署へ指導はしているとしていますが、各県センターでの交渉では「努力はしているが、人員不足でこれ以上はできない」などと回答されています。

認定基準の改正によって、認定実務(運用)が変わったのか、被災救済に役立つものとなったのか、本省への相談事案などの統計はとっていない(分析もしていない)との回答もありました。全体として、認定基準およびその運用について、専門検討会の意向に沿って指導しているという回答でしたが、現場の実態は違い、どちらかというところ「指針」から「認定基準」になったことで、機械的なあてはめが目立つ状況があります。運用の改善を、「事務連絡」で徹底することを要請しました。「治療と労働生活の両立」という厚労省の検討会での方針とあわせても、政策に一環性をもたせるべきとの主張も行いました。

ここ数年で、各地方センターで労働局要請が行われるようになってきました。各県の交渉の交流と中央での交渉との相乗効果を狙うことが重要です。「統一重点項目」を決め、特に、労働法制の規制緩和の動きとあわせて、地方からも派遣労働や青天井の「36協定」がいかに過重労働を生み出しているか実態を告発し、健康問題からの世論形成をはかることが必要です。

3、過労死等防止対策推進法の成立と今後

8月23日に法制定を求める実行委員会の「発展的解散式」が行われました。今後の活動として①過労死防止対策全国センター②過労死防止学会の提起があり、対策センターについては、予防と救済を目的とし賛同する個人で構成し10月29日に結成総会をおこないました。学会は来年6月の結成をめざして

います。「いの健」全国センターとしては、事務局から個人資格で参加し協力していきます。

地方センターの結成も呼びかけられています。過労死防止・啓発はいの健センターとしても課題です。より広範な人たちの結集・協力のあり方について、各県の状況(「いの健」センター、家族の会、過労死弁護団の活動状況、力量など)に応じて検討していきます。

今後毎年11月に「過労死等防止啓発月間」が取り組まれます。行政との関係を強め、成功させていくことが必要です。マスメディアも注目する取り組みとなります。労働法制改悪反対の運動とも関連して「残業代ゼロではなく過労死ゼロを」の声を大きくする世論形成が重要になっています。

4、労働安全衛生法の一部改正について

紆余曲折を経て、今国会で成立しました。当初の「自殺防止のための精神疾患スクリーニング」という目的が大きく変更され、“気づき”を軸にした「労働者のストレスチェック制度になりました。労働者の受診義務がはずされたことは評価できる面もありますが、受ける人が少なくなった場合、職場分析などに使うことができなくなることも考えられます。50人以下の事業所は対象から外されていることなども含め、実効ある対策につながるように運用のあり方を検討していきます。

全国センターとしては、労働安全衛生法の改正に向け、院内学習会を1回開催してきました。また、法の成立後にあらためて談話を出しました。不利益取り扱いを厳しくチェックすること+長時間・過密労働などの負担軽減を含めたメンタルヘルスの総合的な取り組みを進めることを、さらに打ち出すことが必要となっています。

5、労働法制改悪反対の取り組み

「季刊誌」「通信」などでの都度、論点となる分野について、労働実態や健康問題との切り口で、取り組みを紹介し、啓蒙、宣伝をはかってきました。

<方針>

- 「限定正社員」「労働時間規制緩和」「派遣法全面改悪」などの雇用破壊政策に“いのちと健康を守る”視点からも労働法制連絡会に結集し反対します。
- 新版政策・制度要求をまとめ、それに基づいた重点項目について要請行動を行います。各センターで取り組んでいる労働局要請との情報交換をはかります。労働規制緩和を許さない立場で要請を強めます。共通重点とするテーマ：「第12次災害防止計画」の進捗状況を明らかにしながら①過労死防止と長時間労働 ②原発労働者の権利と健康を守る ③災害時(震災・豪雨・土砂災害)の対策・④人員不足による労災増加 ⑤精神労災認定基準の運用。
- 過労死防止対策全国センターへの協力を進めます。大綱が実効あるものになるよう、全国センターとしてもとりくみを進めます。
- ストレスチェックへの対応方針をメンタルヘルス研究会とともに検討し、発信していきます。

4) すべての都道府県に地方センターを確立する課題への挑戦

1、全ての県での地方センターを

すべての都道府県での地方センター確立を図る目標期限を2015年とし、活動を進めてきました。重点ブロックを「東北」「東海・北陸」「中四国」とし、最重点県の設定と設立にむけた具体化戦略と援助方法を明確にし、働きかけを進めてきました。現在の到達は29都道府県。担当次長の継続的なかわりもあり、

岩手で東北2つ目のセンターが結成されました。県労連・民医連での話し合いをきっかけに準備会を積み重ねて結成となっています。

2、地方センター交流集会

2月に地方センター第9回交流集会を岩手で開催しました。24 地方+主催者で41人が参加。東北6県すべてから参加がありました。講演は、田村副理事長を講師に「地域組織とブロックの役割を考える」、井上副理事長を講師に「安倍『雇用改革』とその狙い」。としておこないました。全体を通して、すべての地方センター確立の課題と役割について確認できる集会となりました。今後の課題として、地方センターのコアになる活動について深めることなどがあげられています。

<方針>

- すべての都道府県で地方センターの確立を。早期に30 地方センターの実現。東北で連続して結成を。岐阜、島根、群馬などこれまで具体的に働きかけを行ってきた県への取り組みを。全国センターからの働きかけ、ブロック担当理事を中心に地域センター設立を促進します。引き続き地方センターづくりプロジェクト会議を中心に、担当の4役・理事を配置して推進します。全労連、民医連からの呼びかけをさらに強めていきます。
- 2015年3月14日～15日に第10回地方センター交流集会を愛知で開催します。参加地方センター・未組織県からの参加者を追及します。また、集会では、地方センターの活動の2つの柱「労災などの被災者救済」「学習・教育・予防」についてスタンスの多様性を認め合いながら質の向上について討議を進めます。また、活動が困難になっている県センターへの援助を含め、交流を進めます。相談を受ける人のための学習企画も検討中です。

(2) 労災・過労死などの被災者救済活動の強化につとめる。

1) 過労死・過労自死、メンタルヘルス

過労死・過労自殺の労災認定状況は1章に記しました。過酷な労働実態を反映して、地方の「いの健」センター、労働相談センターへの相談が相次いでいます。ここ数年に引き続き、メンタルヘルス、パワーハラスメントに関する相談が多く、若い労働者からの相談が多くなっていることが特徴的です。

第16回総会以降の出された過労死などの裁判・認定をめぐる動きの中で、特徴的な事例を紹介します。

- ①社員が過重労働でうつ病になった時、過去の精神科通院歴などを会社に申告していなかったことが社員側の過失にあたるかどうか争われた裁判で、最高裁は「メンタルヘルスは申告がなくても(会社側)に安全配慮義務がある」と判断。(東芝・重光さん裁判)
- ②外食チェーンを展開する会社の新入社員だった女性の自殺は、過労によるうつ病が原因だったとする訴訟の判決で、東京地裁は労災と認めた。女性は学生時代に一度うつ病を発症しており、八王子労働基準監督署は「病気が続いていた」として不支給としていた。

また、会社のサーバーでの自己出退勤記録で長時間労働を認めさせたケースや行政訴訟でパワーハラスメントが認められる判決も出ています。全国センターとしては、「精神障害労災認定基準」制定後の制度運用上や認定基準の問題点について要請項目をまとめ厚労省交渉を実施しました。(詳細は3)参照)。一つ一つの事例から教訓を学び、認定基準改善につなげていくことが必要です。

それぞれの事例については、別紙資料を参照してください。

2) じん肺・アスベスト

1. 裁判の経過、到達

①泉南アスベスト最高裁判決

10月9日に出された最高裁判決は、国が1958年時点で、局所排気装置の設置を義務付なかったことは国の規制権限不行使にあたるとして国の責任を認める判決を下しました。8年半の歳月をかけたたたかいは、アスベスト被害に対して国の責任を認めた初めての最高裁判決を勝ち取りました。泉南地域は、100年にわたり石綿紡績工場が集中的に立地し、戦前は軍需を、戦後は高度成長を下支えしてきました。国は70年以上も前から調査し、アスベストの危険性を知りながら、経済性を優先し、規制や対策を怠ってきたものです。最高裁が、アスベスト被害の原点である泉南アスベストの裁判に対し国の責任を認めたことの意義はとて大きいといえます。しかし、71年以降の粉じん濃度規制の強化や粉じんマスクの使用を義務付けなかったことについては違法性を認めないという不十分さを残しました。

判決直後には、与党のプロジェクトチームの議員らが厚労大臣に「早期解決」を要請し、野党も有志で厚労省の安全衛生部長に要請しました。国会の各委員会でも11人の議員が政府に早期解決を求め、10月21日夕方、厚労大臣は緊急記者会見を開き、謝罪を表明し、27日、原告団代表12人と大臣室で面談し謝罪しました。高裁に差し戻された1陣訴訟の早期解決、あわせて裁判では認められなかった原告らの救済、未提訴の被害者の救済、旧石綿工場などの残存アスベストの除去などについて、今後検討し、原告らと協議していくことを表明しました。

②建設アスベスト

5月15日、首都圏アスベスト訴訟第2陣原告団115人(東京91人、埼玉21人、千葉3人)が東京地裁に提訴、また同日、神奈川の第2陣原告団52人も横浜地裁に提訴し、総勢167人の原告が提訴しました。

11月7日、九州建設アスベスト判決が福岡地裁で出され、判決は防塵マスクの着用や警告表示を義務づけるべきであったことを怠ったのは国の責任と認定しました。首都圏建設アスベスト訴訟の東京地裁判決の責任期間から6年あまりさかのぼる1975年からの国の責任を認め、損害の1/3、1億3688万円の賠償を命じました。一方で建設メーカーについては、加害企業の特定制が必要として却下、共同不法行為は認定しませんでした。また、一人親方への賠償も認められませんでした。

今後、大阪訴訟が来年3月20日、京都訴訟が来年5月14日結審と続きます。北海道の訴訟を含め原告731人という最大級の建設アスベスト訴訟です。署名への協力など取り組みが必要です。

③学校でのアスベスト

今年になって大阪府立の化学教諭の中皮腫による死亡、苫小牧市立小学校の元男性教諭の中皮腫による死亡が、相次いで公務災害に認定されました。また、昨年大阪府立金岡高校の青色石綿の飛散事件は、参議院の文教委員会でも取り上げられています。大震災後、耐震工事などが全国的に進められるなか、学校や公共施設でのアスベストばく露をださない取り組みが求られています。

④全国センターとしての取り組み

アスベスト被害の実態とこれからの課題学習交流集会を5月17日に開催しました。立命館大学の森裕之教授の「アスベスト被害の根絶・予防、被災者救済、早期全面解決に向けた課題」では、抜本的改革への方向性が語られ、日本での根絶に向け何をすべきか確信のもてる講演となりました。また、山下登司夫弁護士の講演では、国の規制権限不行使の違法を問う裁判で筑豊じん肺の最高裁判決以降11の

判決がだされ、昨年 12 月の泉南 2 陣高裁判決で決着が着いたといってもよいということが示されました。

各地のアスベスト訴訟の活動報告、訴えもあり、理解・連帯を深める場となりました。

⑤トンネルじん肺

トンネルじん肺根絶訴訟は、各地裁で和解による解決が進み、現在、第 3 陣訴訟で 3 地裁（福井・松山・高知）、第 4 陣訴訟で 5 地裁（札幌・金沢・福井・松山・高知）のたたかいが未解決となっています。損害賠償の割合を巡って被告間同士の争いが解決を引き延ばしている大きな要因ですが、松山地裁では、被告企業・清水建設が、『「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン』（平成 12 年 12 月施行）が定められた後の工事については、ガイドラインを守って工事をしているから、非粉じん現場である」と不当な主張をして、和解を拒み解決を引き延ばしています。建交労・トンネルじん肺根絶闘争本部では、7 月 16 日の松山地裁でおこなわれた第 3 回口頭弁論には炎天下の中、全国から 250 人以上が傍聴参加したことをはじめ、この一年間に 3 月 13 日の清水建設の全国各支店前での宣伝行動、東京行動に伴い 100 人前後での本社前での座り込み行動に幾度もとりくんできました。

平成元年に四国トンネルじん肺訴訟が提起されて以来、トンネルじん肺の集団訴訟は、四半世紀を超えて幾たびもたたかってきました。闘争本部では、今後は裁判によらない救済制度として、トンネルじん肺基金制度の創設を求めています。基金制度を議員立法により実現しようと国会議員を対象とした『トンネルじん肺根絶を求める賛同署名』は、現職の国会議員 512 筆（累積 1030 筆）を数え、地方議会の意見書採択は 46 都道府県議会 744 市区町村議会となっています（11 月 20 日現在）。

また、闘争本部は、国を相手にトンネルじん肺根絶を求めた国賠訴訟にて勝利和解し、2007 年 6 月 18 日に国との間で『トンネルじん肺防止対策に関する合意書』を締結しました。その『合意書』の事項にしたがって、国（国土交通省・農林水産省）は、トンネル坑夫が粉じんに曝露する時間を短縮させるために、積算基準を変えさせて 8 時間労働制としました。建交労・トンネルじん肺闘争本部では、かちとったトンネルじん肺防止のための諸法令が現場でいかされているかチェックするために、全国各地で 66 箇所のトンネル現場調査を実施しました。その中で、8 時間労働制がまったく守られておらずにしろにされてきたことが明らかになりました。これに対して、労働行政も「36 協定が締結されていれば、問題がない」とした態度です。じん肺防止という観点で 8 時間労働制をたたかいとったものであり、残業代さえ支払えば良いというものではありません。建交労・トンネルじん肺根絶闘争本部は、今後運動を更に強めて、8 時間労働制の徹底をはじめ、『合意書』の完全履行を求めてたたかっていくものです。

3) 電離放射線・職業がん

放射線影響協会によると、原発関連施設で働く人に発給される「放射線管理手帳」の登録者は約 48 万人。一方、労災認定された作業員は今年認定された人を含めて 37 年間で 13 人とどまっています。2013 年 12 月末、福井県原発を以て中心に 27 年間働いてきた労働者の「悪性リンパ腫」について労災認定されました。悪性リンパ腫は、原爆症認定集団訴訟では、放射線被曝との有意な関連性が報告されていますが、労災認定基準では「悪性リンパ腫はリンパ性白血病の類縁疾患とされ、非常に高い被ばく線量が求められています。今回の労災申請では、原爆症認定集団訴訟での経験知識とともに、放射線による健康被害にしきい値はないこと、放管手帳に記載されていない被曝がありうることを証明し、認定を勝ち取る結果となりました。これまでの労災認定基準を事実上、変更させることになりました。「政策・制度要求」にまとめた認定基準の改訂を強く求めていくことが必要です。

石橋裁判は、20 歳で化学工場に入社し、発がん物質にばく露し 20 年後に膀胱がんを発症しました。

これは労災認定されたものの、発症した口腔ガンについては、審査請求、再審査請求でも認められず裁判となっていたものです。判決は、一定の化学物質のばく露を認めながら、結論としては、業務との「高い蓋然性がない」と労災としての扱いを退けるものでした。化学物質研究会で進めている職歴にスポットをあてて職業ガンを見出す取り組みを強めていくこと、特定物質と身体部位との関係でのみ認められる労災基準の改訂が求められています。

<方針>

- 労働保険審査会、地公災基金本部との交渉を行います。
- 相談員の教育と交流を重視します。その際、労働相談センターとの連携を意識的に追求します。相談活動に寄せられた事例のうち全国的課題として取り上げるテーマを明確にし、制度要求や調査研究につなげていく事例収集を行います。
- 「政策・制度要求」に基づき、認定基準改定の要請を行います。
- 全国センターとしても患者団体等との定期協議の場を設けます。
- 裁判(認定)闘争交流集会の開催を引き続き検討します。
- アスベストに関連する裁判勝利のために奮闘します。また、泉南アスベストの最高裁判決を受け、「アスベスト問題はこれからだ!」を再確認し、国民的運動をつくるための論点整理を進めます。基金創設、基本法制定などについてシンポジウムを開催します。
- 肺がんなどの被災者救済を促進するアスベスト労災認定基準改正を求めます。また建設一人親方への石綿健康管理手帳を交付させる要求など、じん肺・アスベストの健康管理に関する要求実現にも努めます。
- 「なくせじん肺全国キャラバン」には代表委員構成団体として主体的・積極的にかかわり、じん肺やアスベストをはじめとする労災職業病の根絶にむけた運動にとりくみます。

(3) 職場におけるいのちと健康を守る活動・労働組合などとの連携

1) 加盟単産などでの取り組み

全教、自治労連、化学一般、生協労連、日本医労連、福祉保育労などで単産での労働環境、健康に関する調査、労働者の健康に関する学習会、交流会が開催されました。全教では、長時間過密労働解消をめざすシンポを開催。医労連では「夜勤改善・大幅増増員シンポ」「2013年看護職員の労働実態調査」「介護施設夜勤実態調査」医療研究全国集会 in 東京等が行われています。化学一般関東では「安全衛生学習会」、自治労連「メンタルヘルス学習交流集会」「自治体に働く女性の全国交流集会での分科会」などで、働くことと健康との問題について深められています。定期的に調査活動や学習活動が進められている単産等での教訓を生かし、他分野への活動強化をはかることが課題です。

2) 単産労安担当者会議

5月14日に開催し、交通、港湾、化学などで安全問題を共通テーマとして有益な経験交流、問題提起が行われました。重大事故が相次いでいるなか、安全問題について世論喚起のシンポ・集会開催が提起されました。職場の安全問題プロジェクトを設置し7月ごろの開催を検討します。

<方針>

- 単産担当者会議は年2回開催。各単産の労働安全衛生分野での活動交流、全国センターの方針の具体化・討議、時宜にかなった学習、企画の相談などを行います。
- 非正規雇用労働者や自営業者、零細企業労働者の実態調査が不十分となっています。取り組みを強めます。
- 安全問題検討会(プロジェクト)を立ち上げ、集会開催等につなげていきます。

(4) 被災地で働く人の健康問題

1) 被災地の現状と働く人の健康問題

被災地では労働災害の状況は、過去4年間の死亡者数が被災4県（宮城・岩手・福島・茨城）で、震災前の2010年には20人でしたが、2011年48人、2012年37人、2013年40人と倍化しています。屋根瓦の補修業務など非定常の作業が多く発生したこと、工事を急ぐあまり安全対策をとらずに作業を行っていたケースが多かったことが指摘されています。建設業界では、東京オリンピックにむけた工事の増加を含め人材不足が叫ばれ、その対策として規制緩和により建設現場で働いていた元外国人実習生を、特別に働かせるという制度の導入が検討されています。全国の建設現場での事故増加が心配されます。

また、建設現場に限らず人手不足からの各職場で過重労働も続いています。宮城生協労組で行ったアンケートでは「とても疲れる」が4割という状況でした。また、震災から3年を過ぎ、宮城県教育委員会が行ったアンケートでは、22.7%の教職員が「燃え尽き症候群」という結果がでています。

被災地では、現在でも仮設住宅に26万人が暮らしています。復興住宅の建設は〇パーセントという状況です。早急な根本的な生活再建が求められています。

全国センターとしては、震災後3年目を迎える3月にシンポなどを企画しましたが、その時期は各加盟団体などで反原発の活動など多彩に取り組まれ、開催することができませんでしたが、「季刊誌59号」で「被災地は今」の特集を組み、各分野での課題を主に健康との関係でまとめ、発信してきました。

また、地方自治体で災害応急対策に従事する職員に対して、補償の額が増額される特殊公務災害の認定について、自治労連、全教などで取り組みを強め、基金支部からも「特段の配慮を行う必要がある」との通知を出しています。

2) 原発事故・原発労働者問題

原発は、正常に運転されていたとしても労働者の放射線被曝を必然的に伴うものです。ましてや、福島第1原発の現状は、いったん事故が起こった場合収束はまったく困難であることを示しています。「いの健」全国センターは、いのちと健康を守る立場から、原発再稼働に反対します。また、福島第1原発の収束作業や今後進められる廃炉にむけた作業、また除染作業における労働者の健康管理の強化、労災認定基準の改善について要求します。

<方針>

- 震災5周年の時期に、教訓・問題点(課題)を共有し、将来の災害時に生かすためのシンポの開催をめざし、検討を開始します。
- 原発労働者問題について、問題提起型のシンポの開催などを検討します。

(5) 国際活動、国際交流

第10回中央労安学校には上岡恵子 ILO 駐日代表に「ILO とディーセントワーク」をテーマに開校講演をいただきました。ブロックセミナーなどでの講師もお願いし、継続的にコンタクトをとれる関係を築きつつあります。ILO 総会報告学習会を全労連・小田川事務局長(現:議長)を講師に理事会で実施しました。

加盟単産では、日本医労連、全教がILO訪問を行っています。

11月16日～17日滋賀医科大学で開催された第4回作業性筋骨格系疾患日韓共同シンポジウムについて

て後援し、農民の筋骨格系障害、医療福祉労働者の腰痛問題を中心に交流をはかりました。

15周年記念北欧視察企画については、労働安全衛生を中心に現地での企画が組めるよう追及しましたが、コンタクトがスムーズにいかず、今回は断念することとしました。

<方針>

○国際労働安全衛生研究会は、日本における今日的課題と結びつけるテーマで開催を検討する。外国人労働者問題や学校教育における労働安全衛生など。

○国際的労働安全衛生基準を広く働く人びとに知らせるために、ILOなどの国際機関のウェブや報告書の和訳を国の責任で行わせるよう要求します。

(6) 全国センターの機能強化

1) 理事会・部会・検討会などの活動

理事会は年に6回開催してきました。出席率は、約6～7割となっています。情勢や、単産、地方センターなどの取り組みの交流をおこない、全国センターとしての企画、見解などを検討してきました。時間の限られるなか、加盟団体からの特別報告や学習会などを必要に応じて行っていきます。理事の任務分担に偏りがあり、できるだけ多くの理事に具体的な役割をはたしてもらうことが課題となります。

また、新しい地方センターの加盟によりブロック体制のあり方や安全問題での課題の遂行の課題と併せ、理事の選出規準や定数など検討を開始することが求められています。顧問・参与制度については顧問に一本化することを規約改正として提起します。今後、豊富な知識、経験をもち、全国センターの活動に援助いただける方には、専門アドバイザーを要請していきます。

2) 部会・研究会・検討会・委員会などの機能と活用

今期、設置された委員会は、○労働基準行政検討会 ○地方センターづくりプロジェクト ○アスベスト対策委員会 ○季刊誌編集委員会 ○広報委員会 ○公務部会 ○基金運営委員会 ○メンタルヘルス研究会 ○化学物質研究会 ○健診・職場の健康管理ワーキンググループ ○SE労働と健康研究会 ○労安学校・カレッジ運営委員会。活動の詳細は、研究会活動、労働行政、アスベストの項を参照してください。季刊誌編集委員会は理事会ごと、広報委員会（「通信」の合評、企画等）は月1回定例で開催してきました。

理事および理事外でも加盟団体構成員や研究者など、幅広くかかわりをもつ人を意識的に広げ、専門アドバイザーとしての関わりなども追求していくことが必要です。

③決算・予算について

全体としては例年と同様の状況で推移しています。個人会員の退会、加盟団体の会費減額など収入は漸減傾向にあり、今後も続く可能性があります。具体的課題として、全国センターからブロック、県センター主催の学習企画などに講師を派遣する場合の費用について、現在は、全国センター負担となっている場合が多いのですが、ブロック・県に偏りがあり、今後は講師派遣については、原則主催する際の予算に含めることを提起します。その上で、ブロックセミナーへの援助金について、申請に基づいて上限を決めて支給することとします。

④事務局業務の推進

常駐(半専任)を含む役員体制の層を厚くすることが課題です。出版物の企画・内容の充実、カレッジなど新しい企画の成功をはかるためにも必要となっています。

<方針>

○安全対策プロジェクトを設置し、職場の安全問題について深め、発信するためのシンポ、交流集会などの企画を行います。

- 全国センターのウェブの充実を図り、利用しやすい的確な情報発信に努めます。担当理事を定め機能強化を行います。
- 季刊誌、「通信」の紙面充実と読者拡大に取り組みます。
- 労災請求に関する医師のネットワーク、引用文献のデータベース化を検討します。
- 厚生労働科学研究費による調査研究や労働基準局の事務連絡等の行政文書を情報公開法にもとづき開示を求めデータベース化を行います。
- さらに政府機関が行う調査資料の2次利用を求めて、政府統計の批判的検討を行い、国内の同様の活動を行っている労働総研など他団体・組織との連携も検討します。

おわりに

戦後70年目の節目となる2015年を目前に、安倍首相は、解散・総選挙に踏み切りました。経済政策の破綻と同時に平和と民主主義の問題でも国民との矛盾を深めるなか、自らの延命をはかることのみを目的とした大義なき選挙です。しかし、「世界で一番企業が活動しやすい国」「戦争する国づくり」を許さず、いのちと健康を守るために、暴走政治にストップをかける絶好のチャンスです。

すべての人にディーセントワークの実現へ。新たな前進のための1年としていきましょう。